

## 災害に関する県税の特例措置について

災害によって自己の所有する資産等に損害を受け、一定の要件を満たす場合には、「**県税の減免措置**」が設けられています。

また、災害によって期限までに申告や納税等ができない場合の「**申告等の期限の延長措置**」と、自己の所有する資産等に損害を受けた場合の「**納税の猶予措置**」が設けられています。

これらの制度の内容や手続きなど詳しいことは、**最寄りの県税局等（裏面記載）**へおたずねください。

### 災害とは・・・

台風等による風水害や震災、また、火災などの人為的な災害で自己の意思によらないものも含まれます。

### ◆ 減 免 ◆

災害により、住宅、事業用資産、自動車等に損害を受け、一定の要件を満たす場合には、納税者の申請により、次の税目が軽減又は免除されます。

#### 【個人事業税】

##### 対象年度

被害を受けた日の属する年度分の個人事業税が対象になります。

##### 適用要件

自己の所有に係る事業若しくは業務の用に供する資産、住宅又は家財につき生じた損害金額が当該資産等の価額の2分の1以上であり、被害を受けた年分の合計所得金額が1,000万円以下であると認められる者。

ただし、損害金額が当該資産等の価額の2分の1未満であっても、被害が多大であると認められる方に対しては特例がありますので、最寄りの県税局等（裏面記載）へおたずねください。

#### 【自動車税】

##### 対象年度

被害を受けた日以後に納期の到来する自動車税が対象になります。

##### 適用要件

自己の所有する自動車が、災害によって相当の修繕を要する場合に適用されます。

普通自動車：修繕費が4万円以上

小型自動車：修繕費が2万円以上

## 【不動産取得税】

### 適用要件

- ・不動産の取得の日から6月以内に災害により当該不動産が滅失又は損壊したとき。
- ・災害により滅失又は損壊した不動産に代わるものと知事が認める不動産を当該滅失又は損壊した日から3年以内に取得したとき。

※自動車取得税及び軽油引取税についても、一定の要件に該当すれば減免される場合があります。詳しくは最寄りの県税局等へおたずねください。

### ◆ 申告等の期限の延長 ◆

災害により、期限までに申告や納税等ができないときは、納税者の申請により、その理由がやんだ日から2か月以内に限り（税目により30日以内）期限が延長されます。

### ◆ 納税の猶予 ◆

災害によって自己の所有する資産等が損害を受け、一度に税金を納めることができないときは、納税者の申請により、1年以内に限り（事情により2年以内）納税が猶予されます。

### <災害による県税の特例措置についてのおたずねは>

事務所名	電話番号	所在地	管轄区域
東部県税局	(088)626-8812	(徳島庁舎) 徳島市新蔵町1丁目67	徳島市・鳴門市・小松島市・ 勝浦郡・名東郡・名西郡・ 板野郡
	(0883)26-3911	(吉野川庁舎) 吉野川市川島町宮島736-1	吉野川市・阿波市
	(088)641-2323	(自動車税庁舎) 徳島市応神町応神産業団地1-5	県下全域（自動車税・ 自動車取得税のみ）
南部総合県民局 (地域創生防災部)	(0884)24-4115	(阿南庁舎) 阿南市富岡町あ王谷46	阿南市・那賀郡・海部郡
	(0884)74-7420	(美波庁舎) 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	
西部総合県民局 (地域創生観光部)	(0883)53-2023	(美馬庁舎) 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	美馬市・三好市・美馬郡・ 三好郡
	(0883)76-0371	(三好庁舎) 三好郡池田町字マチ2415	